

社会保障改革推進懇談会（第1回）議事要旨

1. 日 時：平成21年2月12日（木）17時31分～19時56分
2. 場 所：内閣府庁舎別館2階第1会議室
3. 出席者：吉川座長、阿藤委員、大森委員、清家委員、
内閣官房副長官（政務・衆）、内閣府松田政策統括間、
厚生労働省草野職業能力開発局長、厚生労働省村木雇用均等・児童家庭局長、
厚生労働省宮島老健局長、厚生労働省渡邊年金局長、
厚生労働省間杉政策統括官、内閣府河越参事官、厚生労働省生田参事官、

4. 議事概要

○向井参事官 それでは定刻になりましたので、ただいまから第1回社会保障改革推進懇談会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙にもかかわらずご出席いただき、ありがとうございます。なお、本懇談会の主催者である松本副長官は、もう少ししたらお見えになる予定でございます。

懇談会の座長につきましては、資料1の内閣官房長官決裁では「互選により決定」とされておりますが、事前にご選出いただきまして、吉川委員に座長をお願いしたいと思っております。

それでは、吉川先生、よろしく願いいたします。

○吉川座長 それでは、ご指名ですので、座長を務めさせていただきます。吉川でございます。よろしく願いいたします。

皆様方ご存じのとおり、社会保障国民会議の最終報告におきまして、工程表の作成を提言いたしました。この工程表の具体化は言うまでもなく大変重要でありますので、最終報告のとりまとめでご尽力いただいた社会保障国民会議の分科会の座長の皆様方のご協力を得て、この懇談会が実りあるものになるよう努力したいということでございます。よろしく願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。まず、5つの安心プラン予算措置、中期プログラム、経済財政の中長期方針と10年展望につきまして、ご報告いただきます。

5つの安心プランについて、向井参事官からご説明をお願いいたします。

○向井参事官 5つの安心プランでございますが、資料3でございます。社会保障の機能強化のための緊急対策として、5つの安心プランの21年度予算をまとめたものでございます。厚生労働省のみならず、総務省、国土交通省等、各省の予算を一覧できるものとなっております。説明は長くなりますので省略させていただきまして、後でござらんいただければと思います。

以上でございます。

○吉川座長 わかりました。

続きまして、中期プログラムと、経済財政の中長期方針と10年展望につきまして、内閣府の河越参事官からご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○河越参事官 内閣府の河越でございます。よろしくをお願いいたします。お手元の資料4、それから資料5-1、5-2、この3つにつきましてご説明させていただきます。

資料4でございますけれども、中期プログラムでございます。12月24日に閣議決定されたものでございます。諮問会議では吉川先生から社会保障国民会議のご議論についてご報告をいただきまして、それから集中審議を行いまして取りまとめたものをさらにまた与党のほうでもご議論いただいて、24日に閣議決定したというものでございます。

最初にごらんいただきまして、I. 景気回復のための取組とございますが、これは4行目のところがございますように、総額75兆円規模の景気対策を行うということを書いたものでございます。

II. のところ、国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保ということでございますけれども、その枠囲いがございますような3原則を挙げてございます。1ページの一番下のところがございますような、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築するということを書いてございます。

めくっていただきまして2ページ目でございますけれども、上のほうの(1)というところがございますが、「社会保障国民会議最終報告」などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現するということを書いてございます。

続きまして(2)でございますけれども、財源のことについてでございます。公費負担について、3分の1程度が将来世代へのつけまわし(公債)に依存していると指摘した後で、こうした現状を改めるために、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築するとしてございます。

続いて、2. の安心強化と財源確保の同時進行でございます。この2つを同時進行で行おうということがございますが、文章でその2行目から3行目ですけれども、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図るとしてございます。

それで、次の行に別添の工程表とございますが、これは一番最後についております工程表でございます。これは、社会保障国民会議の最終報告に基づいて作成したものでございますけれども、機能強化の課題というのが左側に整理してございまして、それが各年度それぞれ何をするのかを工程表としてまとめているというものでございます。

2ページ目に戻っていただきまして、この別添の工程表で示された諸課題を軸に検討を進めるとしてございまして、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図るという記述になってございます。

3. でございますが、安心と責任のバランスの取れた財源確保というところでござい

す。(1)のところで3行目、消費税を主要な財源として確保すると記述してございます。

(2)でございますけれども、その2行目ですが、公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とすると、長期的な目標として書いてございます。当面の対応といたしまして、2ページの下のほうから3ページ目にかけてましてですけれども、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とするとしております。つまり、機能強化に財源を当てることによりまして現世代の安心確保をするということと、今、先送り、つけ回しをしている部分について、そこに財源を当てることによりまして制度の安定化を図ること、すなわち将来世代への責任、この2つのバランスを取りましょうということを言っているわけでありまして。

3ページのところから税制抜本改革の全体像でございますが、1.で税制抜本改革の道筋というところがございます。この(1)の4行目以降ですけれども、「経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるように措置する」という記述になってございます。

それから、その下の(2)でございますけれども、区分経理の話。これは、消費税収につきましては区分経理を行いまして、4ページ目の一番上のほうですけれども、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てるということを記述してございます。

2.の税制抜本改革の基本的方向性のところは、与党の税制大綱に基づくものでございますので、割愛させていただきます。

IV.今後の歳出改革の在り方ですけれども、原則のところでは3つ掲げてございます。ご覧いただく通りでございますけれども、社会保障のところについて申し上げますと、5ページ目の下のところです。経済状況が好転した以降ということでございますけれども、社会保障部門につきましては、「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進めるとしてございます。

最後のV.は、中期プログラムの準備と実行でございますけれども、その(2)のところでは附則の話がございます。これは、今国会でまさにきょうから審議が始まった税法の附則のところにはこの部分が明らかにされているというものでございます。

以上が中期プログラムの概要でございますが、続きまして資料5-1のほうで10年展望等のご説明に移らせていただきます。

めくっていただきまして1ページでございますけれども、「はじめに」とございます。この「はじめに」の部分が10年展望のエグゼクティブサマリーのようなものでございますので、こちらを中心に説明させていただきます。このページの中ほどの第3パラグラフでございますが、こうした内外にわたる不透明な状況下とございますが、現在非常に不透明な状況にあるという中で我が国が目指す姿は「強く明るい日本」であるとしてございま

す。それは一体何かということですが、それは、日本の「底力」が発揮されて着実な経済成長を実現するということと、信頼される社会保障に支えられた「暮らしの安心」がある社会であると説明してございます。この「強く明るい日本」に向けて、3段階で取り組みましょうということを述べているわけですが、当面、中期、中長期の3段階の取り組みでございます。当面については、その下にございますような（1）「不安の連鎖」の阻止ということでございます。

中期につきましては、1ページめくっていただきまして2ページ目でございますけれども、（2）「安心」の強化と責任財政の確立というところでございます。ここにはございますように、「不安の連鎖」を断ち切るために、当面は大胆な措置を講じるということなんですが、「中期プログラム」に従い、消費税を含む税制抜本改革を実施すると述べてございます。これによって、責任ある財政の中期的枠組みの確立と、社会保障制度の安心強化や国際競争力の向上を図り、これらを基盤として持続的な内需拡大を定着させるとしてございます。

（3）のところが、いわば中長期の施策としての成長政策ということでございます。成長のところは、その第2パラグラフにございますような、自らの強み（「底力」）をいかして先行的なモデルを提示し、普及させていく能力が、ポスト金融危機時代における成長の源泉となると述べてございます。

続きまして第1章がございまして、5ページ以下で財政の健全化の取組に向けて記述してございます。2011年度黒字化の目標は困難になりつつあると5ページの下で書いてございますけれども、6ページを見ていただきますと、財政健全化目標についての考え方を述べております。4行目ですけれども、経済情勢が極めて流動的・不透明な中では、一定の確度を持って見通すことは困難であることから、当面、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進めるとしてございます。

その財政健全化の取組を進めるという具体論が、見出しの財政健全化の取組ということで、6ページ目の真ん中ぐらいにございますけれども、当面、以下に沿って進めるということで、歳出、歳入、成長政策、この3つに沿ってやっていくということでございます。

第2章につきましては将来展望でございまして、ここで8ページ目をごらんいただきますと、8ページの2. というところで「シナリオ」作りというのがございます。世界の大きな流れの変化を見据えた上で、どういう社会を目指すのか、「シナリオ」を書きましようということを行っているわけです。「新経済成長戦略改訂版」を基礎としつつ、より具体的な形で示すということで、「シナリオ」作りの工程につきまして、8ページの下から1）、2）、3）、4）と示してございます。このシナリオを今年春を目途に策定するという予定にしております。

その際の観点として、3. のところで書いてあることがございます。9ページ目の下から2つ目のパラグラフですけれども、「資源・食料・環境制約の高まりや」云々として、

次のような観点から将来展望を描いていくとして、観点を書いているわけです。9ページ目の下にあるような低炭素社会、それから10ページ目に人材最大活用社会、11ページ目のほうで健康長寿・子育て安心社会といったものが挙げられております。以下は省略いたしますが、12ページにかけまして7つの観点が掲げられているというものでございます。

最後に「補」といたしまして、今後10年の経済財政展望ということで、さまざまな不確実性があるわけなのですが、今後の道筋の確認と政策の選択の参考になるものとして試算したものがございます。これがもう一つの資料、資料5-2としてお配りしております内閣府の比較試算というものでございます。ちょっと厚い資料ですので、またこれがかいつまんでご説明いたします。

3ページをあけていただきますと、比較1というのが出ております。これはどういうものかと申しますと、マクロにつきまして3つ、急回復シナリオ、順調回復シナリオ、底ばい継続シナリオというものを設定した上で、さらに歳出につきましては2つのパターン、大きく削減するケース、それほど削減しないケースの2つを想定すると、どういう形で経済が動いていくのかを示しております。3ページは実質と名目の成長率でありますけれども、4ページ目のほうですと、基礎的財政収支、公債等残高というものについて示してございます。いろいろなケースの場合にこれらのものがどのように変わるかということを示している試算したものでございます。

3ページ、4ページのところでございますけれども、共通の想定というのを見ていただきますと、社会保障の機能強化というものは「中期プログラム」の工程表を踏まえて入れているというものでございます。さらに歳入面につきましては、消費税率5%を入れている。2011年から1%ずつ上げていくと、これは機械的な想定でございますけれども、そういうことをしております。ただし、底ばい継続シナリオにつきましては、景気の状態がずっと悪いということでございますので、消費税の引き上げはしておりません。そういう想定を置いたものでございます。

以下、いろいろなシナリオをやっておりますけれども、13ページをごらんいただきますと、社会保障機能強化のパターンにつきまして、2つのパターンということ想定しております。13ページの方はマクロの姿で、14ページの方は財政の姿というのが出ております。で示しておりますグラフは、社会保障の機能強化を「中期プログラム」の工程表のとおり実施した場合ということでございます。xの方は、新しい機能強化というものは行いません、国庫負担2分の1はやるとのことと、あと高齢化の進展に従って自然に増加する分は入れているというものでございます。こういったいろいろなシミュレーションをしております。

15ページ以下は色々なシナリオの計表ということで、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたでも、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。とりわけ委

員の皆様方、いかがでしょうか。どうぞ。

○清家委員 最後にご説明いただいたこの試算ですけれども、このシナリオの世界経済急回復シナリオの中で、労働力参加率が女性、高齢者に加えてそれ以外でも上昇となっていて、35ページの主要な前提というのを見ると、労働力について、上記1)というのは女性と高齢者のところの労働力率ですけれども、「上記1)で上昇を想定した以外の性別年齢階層別労働力参加率も徐々に上昇」となっています。これは主に若年層とかその辺ですか。つまり、壮年層の男性労働力率はもうほぼ100%になっているわけで、あと高齢層と女性以外という、男女の若年層のことですか。

○河越参事官 厚生労働省の雇用政策研究会で想定しておられた労働力率を一応踏まえて設定しているわけですが、若年者につきましても上昇する形になっております。

○吉川座長 よろしいでしょうか。

どうぞ、大森委員。

○大森委員 この中期プログラムは重要な閣議決定だと思うんですけれども、中福祉・中負担という場合、何を中と一応考えているかということについてちょっとお伺いしたいということが1点目です。

それから、これは総理も国会でそうおっしゃっているのですけれども、3ページのところに、消費税収は社会保障の費用に充てると、ほぼ専らそれに充てると。そのとき、官の肥大化には使わないと言っていますが、官の肥大化というのは何をどうしないことなのか、あるいは現状よりもっと行革することなのか。官の肥大化とはどういう意味かということをお聞きしたい。それから、これは文章上そう読めるのですけれども、最後の工程表ですけれども、工程表も閣議決定になっていると理解していいか。この3点です。

○吉川座長 河越参事官からももちろんお答えいただきますが、大森先生から3つご質問があったと思いますが、最初の1点目だけ、諮問会議でも議論があり、私も発言させていただいたものですから、簡単に述べさせていただきます。

中福祉・中負担について、とりわけ中福祉とは何ぞやというご質問があったと思うのですが、これはご承知のとおり、大陸ヨーロッパの高福祉・高負担、アメリカの低福祉・低負担、日本は真ん中だということですが、もちろんいわゆるゼロ・1、白黒のようにはっきり線引きができるものではないわけです。しかし、日本は大陸ヨーロッパとアメリカの間のいわゆる中福祉・中負担を目指していく。そこで、現状はどうかということで若干の議論があったのですが、一つの認識は、中福祉は中福祉だ、しかし負担のほうはしかるべく負担をしていないので、日本は中福祉・中負担を目指すというようなことを言っているのだけれども、現状は中福祉・低負担である、したがってしかるべき負担を考えなければいけない、こういう認識、議論というのが従来からあったことはご承知のとおりです。社会保障国民会議の議論も踏まえて、私のほうで諮問会議あるいは内閣府との議論で主張したのは、中福祉にも現状においてほころびが出ているので、中福祉のほころびを縫い合わせなければいけない。確かに低負担もそのとおりだが、それで中福祉のほころびをぬい合わ

せるということが、大森先生ともご一緒させていただき社会保障国民会議の最終報告書におけるいわゆる社会保障の機能強化と呼ばれるものであり、ほころびの出ている「中福祉」、そのほころびを縫い合わせる部分という認識で私自身整理して、基本的には、後で参事官からもご説明があると思いますが、諮問会議でも了解していただいたと私自身は認識しています。繰り返しますが、中福祉・中負担を理想とする。中福祉・中負担の両方に問題ありということで、中福祉にもほころびが出ているので、そこは機能強化をしなくてはならない。しかし、負担のほうも足りないことは事実で、機能強化分も含めて負担を求めていかなければいけない。こんな整理をしたということです。

1点目だけ私のほうからもお話しさせていただいて、補足も含めて、では河越さんをお願いいたします。

○河越参事官 吉川先生のご説明でほぼ尽きているのですけれども、改めてご説明いたしますと、給付水準は、例えばGDP比で見ましても、北欧などに比べると低いということですけれども、アメリカよりは高いということです。量的な面から見てそういうことではありますが、さらに質的な面から見ますと、国民皆年金・皆保険というものが実現しているといったことから見まして、アメリカよりは高いであろうと思われまます。こういうことから、中福祉と言っているところでございます。

2点目でございますけれども、区分経理のところ「官の肥大化には使わない」という記述につきましてのご説明です。4ページ目にある記述でございますが、要するに「消費税収は、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない」と、ここで言わんとしていることは、消費税収というのは、年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用にいく、国民に渡すお金ですということで、別に官の方の例えば何がしかの事務費とか、そういうところに回っていくものではないということを確認しているという文章であります。

それから、3点目でございますけれども、この工程表、一番最後についているものですが、これはいわば参考としてついているものと思っております。すなわち、閣議決定で決めてしまっても何かかっちり全く動かなくなってしまうものということではなく、今後、当然見直して変わっていくものと理解してございます。

以上です。

○吉川座長 よろしいでしょうか。

○大森委員 そうすると、社会保障費をつけるときには、供給体制のほうは給付だけに限られるわけではなくて、いろいろ供給体制があるので、そういうものの費用にも使わない、事務費に使わないということなんですか。そんなことが可能なんですか。「官の肥大化には使わない」というのはわかりやすいけれども、要するに官が肥大化してきたというイメージが一般的にあるけれども、実際に実施するときにはそんなふうになるとはにわかには思えないけれども、要するに事務費は外にある、このお金はもっぱら給付に使うんだという話ですね。経理を厳密に区別するのでしょうか、予算で。そうすると、歳出のほうで、

全体の歳出するときの体制の中にそれは一切入らないなどといったら、執行できるはずないんじゃないかと、そのように私には思うんですけれども、どんなものでしょうか。

○吉川座長 どうぞ。

○河越参事官 この部分につきまして、具体的な制度設計というのは今後詰めていくべきところでございます。それで、ちょっと強く言い過ぎたのかもしれませんが、趣旨として、この文章というのは要するに消費税収はすべて国民に還元しますという意味で、国民のところに戻っていくお金ですよということが本旨でございますので、そういうものとして今後制度設計がなされるものだと思っております。

○大森委員 ほかの税収だってそういうものじゃないですか。これだけに限るなんて変ですよ。消費税に限って言うなどというのはおかしくて、ほかの税金もみんなそうあるべきですね、本来ならば。ちょっと固執し過ぎるかな。

○吉川座長 どうぞ、香取参事官。

○香取参事官 実際にこの文章をつくっていく過程での議論ということで申し上げますと、二つのことがあります。一つは、今お話があったように、この前段の区分経理というところから導かれるもので、消費税は、基本的には医療、年金及び介護の社会保障給付、少子化対策費用に充てるということで、要するに社会保障に充てるものだということで、消費税の税収が社会保障以外の部分に充てられることはないという意味で、国民に還元する。もう一つは、確かに今、大森先生が言われたように、若干実際の制度設計をしていった場合の問題はあるのですが、基本的には給付の費用に充てる、あるいはサービスの充実に充てるということで、そういう意味で言いますと、官の費用にはあてない。そのように言うると多分事務費には充てないという議論になるのかとも思いますが、社会保障の事務費については、これはいろいろ経緯がありましたが、今、事務費は全部一般財源で充てるということになっているので、その意味で、消費税は基本的には給付あるいは国民のサービスに実際に還元できる形で使うという意味だと思います。実際には、区分経理をするときに予算上の費目を社会保障部門と分けていきますから、そのときに、例えばこの経費はどっちに振り分けるかという形で実際には振り分けていくことになります。そのときの振り分けの考え方として、こういう考え方に基づいてやるのだと、基本的にはそういう趣旨でございます。

○大森委員 わかりました。

(松本内閣官房副長官入室)

○吉川座長 それでは、今からプレスに入場していただいて、副長官にごあいさついただいて、副長官は公用でご退席ということになります。

(プレス入室)

○吉川座長 では、よろしくお願いたします。

○松本内閣官房副長官 社会保障国民会議に引き続き、社会保障改革推進懇談会を担当することになりました、官房副長官の松本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。第1回会合を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

急速に進む少子・高齢化のもと、暮らしの安心を支える社会保障制度に対する国民の関心は、非常に高いものと認識しているところでございます。また、折しも100年に一度と言われる厳しい景気状況のもと、社会の安全網の重要性が強く求められているところであります。こうした中で、昨年末には、社会保障国民会議の最終報告を踏まえまして、麻生総理のリーダーシップのもと、持続可能な社会保障制度の構築を実現するための「中期プログラム」が閣議決定されております。これまでの吉川座長を初めとする委員の皆様のご尽力に対しまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

「中期プログラム」によりまして、「中福祉・中負担」を目指すための道筋は示されました。報道では消費税ばかりが取り上げられている感がありますが、国民が本当に安心できる社会保障制度をつくり上げようという「中期プログラム」の原点に立ち返り、これからは、社会保障の機能強化のための改革を着実に具体化していかなければなりません。その際、年金、雇用、医療・介護、少子化対策の各分野について、国民の信頼に足る安定した制度にするために、現状をどのように変えていくのかをわかりやすく示し、国民的な議論のもとで改革を進めていくことが肝要であると考えております。

こうしたことから、官邸にこの社会保障改革推進懇談会を設置し、社会保障国民会議の提言をまとめられた皆様に提言のフォローアップをお願いしたという次第でございます。私も引き続き内閣官房副長官として力を尽くしてまいります。吉川座長を初め、委員の皆様には変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

(プレス退室)

○吉川座長 では、副長官はご公務で……。

○松本内閣官房副長官 ちょっとばたばたしておりまして、申しわけありません。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○吉川座長 お忙しいところをどうもありがとうございました。

○吉川座長 では議論を続けたいと思います。どうぞ。

○阿藤委員 先ほど中福祉・中負担の話が出たのですが、もちろんトータルとして国レベルで中福祉・高福祉・低福祉といったイメージがあるのだと思うのですが、これはまた分野によっても違うと思います。年金、医療・介護などは中福祉というイメージかもしれませんが、事子育て、少子化対策について、現状を中福祉と言えるのかどうかという、その現状認識をちょっと伺っておきたいと思います。この問題については、むしろヨーロッパ大陸諸国に比べると、低福祉からどこまで引き上げるかということではないのか、というあたりを伺いたいなと思います。

それから2番目は、この中長期方針と10年展望の中にいろいろな何々社会というのが挙がっていて、例えば10ページに「人材最大活用社会」とか、そういうのがありますが、

その中に外国人というのは全く出てこないのです。現状はある程度外国人の方が増えているということですが、それは個別の分野で必要とされるということで、個別対応の形で何か進んでいるような感じがします。もう一度後のほうでちょっとご質問したいのですが、全般的にこの問題については一体政府としてどのように考えているのか、ちょっとご見解を伺いたいと思っております。

○吉川座長 ちょっと河越参事官も困るかもしれませんが、お答えください。

○河越参事官 まず、分野別に見て本当に中福祉なのかということでありまして、諮問会議の議論などは、個別の分野にまでおいて議論はしてません。全部足した数字で議論をしておりますので、その意味ではそこのところまでは十分議論はされていないということだろうと思います。

それからあと、人材のところ、この10年展望の10ページの「人材最大活用社会」のところ、外国人の話がないのではないかというお話でしたけれども、12ページのほうをごらんいただきますと、観点の一番最後のものがございますが、「世界経済をリードするアジアの新時代」というのがございます。その4行目ですけれども、「アジアを含む世界の優れた人材、技術及び知識が我が国に集まるように」云々ということがございまして、外国人につきましても一応そういう形で視野には入れてございます。

○吉川座長 先ほどの阿藤先生の少子化対策等でいうと、明らかに中福祉ではなくて低福祉ではないかというご指摘につきましては、社会保障国民会議のときにも委員の方の中には、そもそも中福祉ではなくて低福祉が現状だという方は確かにいらっしゃいました。ただ、中福祉にほころびが出ていると言っているわけですから、BマイナスかCかという、（笑）それは水かけ論だということで、長い間言ってきた中福祉にほころびが出ている、そこを直そうということで議論としてはいいのではないかというのが最終的な議論の落ちつきどころだったと思っておりますが、ほかにいかがでしょうか。やや時間もあれですので、先に進んでよろしいでしょうか。

では、恐縮ですが、また何か関連事項で議論すべきことがありましたら、いつでも論点を出していただくということで、続きまして、職業能力開発行政に関する改革工程表の具体化について、厚生労働省の草野局長からご説明いただきます。

○草野職業能力開発局長 資料6-1を御覧いただきたいと思っております。社会保障国民会議最終報告に盛り込まれた能力開発政策への対応状況ということで、1ページから4ページまで、対応する現状について右側に書いてございます。それから、別添としまして、工程表として整理させていただいたところでございます。

まず、中間とりまとめ・最終報告に対応する来年度予算等における対応について、簡単にご説明申し上げます。

1ページ目を御覧下さい。②のところ、能力開発施策体制の強化ということで、公共職業訓練のコース・カリキュラムを介護などの今後一層成長が見込まれる分野のウエートを高める方向で見直すということがございます。それに応じまして、訓練数、これは第一次

補正、第二次補正を通して強化してきております。第一次補正では雇用失業情勢の悪い8道県で3,000人、それから第二次補正では、8道県以外の有効求人倍率1.0未満の31府県で2,200人、合計5,000人程度を補正で強化いたしまして、さらに21年度予算案におきましては19万人ということで、下に書いてございますが、平成20年度当初予算から4万人増、15万人から19万人に増やしております。特にその中心となりますのが介護、IT分野でございまして、介護については、4万人増のうち約1.3万人を介護分野で膨らませている。特に介護福祉士のような2年ものの資格の取れる訓練も4,000名弱入れているという形でございます。

それから、2枚めくっていただきまして3ページ、ジョブ・カード制度ということで、本年度から本格実施している制度でございます。これは、フリーターなどの職業能力形成機会に恵まれなかった方々、また就職氷河期といった問題もございましたが、そういった方々に対して、きめ細かなキャリア・コンサルティングや、実践的な職業訓練の機会、とりわけ企業における実習と座学を組み合わせた訓練機会を提供するというのがポイントであり、そのことによって安定的な雇用への移行を推進するものです。平成20年度の第一次補正では、この対象者につきまして訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度を創設しております。これは、現在のところ、訓練期間中の生活保障については、雇用保険の被保険者であれば、訓練延長給付ということで、雇用保険をもらいながら訓練を受けられるという制度があるわけでございますが、雇用保険者の被保険者以外の者につきましてはこういった適用がない。例外的には訓練手当ということで、障害者でありますとか、就職が極めて困難な方には一般会計で国と県が2分の1ずつ出し合って生活保障をするという仕組みがありますが、それ以外の者については対象にならないため、今般、生活保障のための給付ができる制度を第一次補正でつくったところでございます。これは、技能者育成資金制度という融資制度がございまして、これで生活資金を貸し付けまして、ちゃんと訓練を受け終わって就職したら返還免除という形で給付できることとして、新たな仕組みをつくったというところでございます。

それから、2つ目としまして、橋渡し訓練、これは、フリーターの方にはいろいろな方がおられるわけですが、最近の傾向で、コミュニケーション能力、基礎的能力の不足が問題となっておりますので、本格的な訓練を行う前にこういった導入的な訓練をやるということを入れております。

それから、非正規労働者の正社員転換を支援するというところで、ジョブ・カード制度は本来、求職者の方、失業した方とか非正規で働いている方がほかの企業に就職して正規雇用へ移行するケースを対象としておりましたが、昨年10月から、同じ企業の中で非正規から正規になるためにジョブ・カード制度で訓練を受けるといった方も対象に加えております。

第二次補正では、今申しました訓練中の生活保障制度の拡充ということで、第一次補正では10万円を限度としておりますが、これを、扶養家族を有する方については返還免除額

を12万円まで引き上げました。さらに、企業に対しましても、ジョブ・カード制度の職業能力形成プログラムには、国からお金を出して民間教育訓練機関等にやっていただく「委託型」と、企業が雇用して賃金を払いながら訓練を受けていただく「雇成型」、こういう2つのタイプがございますが、その雇成型、企業が雇って訓練を受けるシステムについて、助成制度を大幅に拡充いたしました。例えば中小企業でございますと、2分の1から4分の3に引き上げました。こういった大幅な助成制度の拡充を第二次補正で行っております。

それから、平成21年度予算案におきましても、こうした補正での措置を基本的に引き継ぎまして、雇成型企業に対する助成、基礎的な訓練の導入、訓練期間中の生活保障、これらを引き続き行うことといたしております。

そのほか、職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の強化とか、4ページを御覧いただきまして、2つ目でございますジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化ということで、各地域の商工会議所がジョブ・カードセンターになっておりますが、そこにキャリア・コンサルタントというものを置きまして、ジョブ・カードを積極的に交付していただくといったことを行ったり、あるいはハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制を強化するというようにしております。

これが今年度の一次・二次補正、それから来年度の予算でございます。こういったことを踏まえて工程表（別添）を作っております。別添の横長の資料を御覧いただきたいと思います。

が、雇用状況の悪化を踏まえた職業訓練の強化ということで、離職者訓練の拡充。これは今申し上げたところでございますが、20年度の補正で合わせて5,200人、それから21年度におきまして3.5万人ないし4万人増やすということでございます。中身的には、定員の1万7,500人分は長期間の訓練を予定しております。今までは、委託訓練は大体3カ月で、速成的に訓練して早く就職していただくということをやっておりましたが、今後は6カ月以上、例えば介護福祉士ですと2年になりますが、そういうしっかりとした訓練をして、資格を取っていただいて、安定雇用に誘導する。こういう訓練も入れようということで、来年度3.5万人増える中の半分の1万7,500人分は、こうした長期訓練を行うということにしております。今後は、今ご案内のように雇用情勢が厳しい中で、これで十分かどうかという議論が起こってくると思います。失業者の方が滞留する中で、基礎的能力アップをどうするか、あるいは民間教育訓練機関のキャパシティーが限られる中で、事業主委託訓練 事業主の方に協力していただく訓練をどう広げられるか、そういったところがポイントになってくるのではないかと考えております。

それから、訓練期間中の経済的支援の充実ということで、今申し上げましたように、雇用保険の延長給付あるいは訓練手当といった既存のシステムに加えて、融資をして、ちゃんと就職したらその返還を免除するという仕組みで、雇用勘定でありながら、被保険者ではない方にも生活の保障ができるような仕組みを創設しておりますが、こういったものを使って、さらに必要があれば拡充ということを検討していくということになるかと思

ます。

それから、②のジョブ・カード制度につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、雇用のうち有期実習型訓練という類型について、外から来て安定雇用というだけでなく、既に非正規、パートなどで雇っておられる方について、正規雇用へ誘導するキャリア・アップ型といったものも本格的に実施して、助成の対象としたところでございます。

企業に対しては、2つ目でございますように助成の拡充、それから非正規労働者に対しては、一番下でございますような生活保障給付の拡充を行っており、こうした施策を引き続き今後も充実・強化していくということが課題になるかと思っております。

そのほか、ニートの自立支援を盛り込んでおります。これはご案内のとおり、雇用状況がこれまで良くなってきた中でも、64万人から62万人の間というニートの方の数はずっと変わらないで来たわけでございます。ここへ来て急速に雇用状況が悪化する中で、その行方が懸念されるわけでございます。特に最近は、お金持ちの子弟のみならず、年収が非常に低い方の子弟であるニートも増えているようであり、こうしたところから生活保護との連携といったことも考えていく必要がございます。現時点での対策としては、地域若者サポートステーション事業や若者自立塾事業といった事業もやっておりますし、2ページを見ていただきますと、④の最初でございますように、総合的な就労促進・生活支援政策の検討ということで、母子家庭の母等の職業的自立促進事業、それから生活保護世帯の被保護者が若者自立塾に参加する際の生活保護の取扱いを掲げております。母子家庭の母等については、児童扶養手当や生活費の支援を受けながら訓練を受けて、雇用に結びつける制度、あるいは生活保護の被保護者につきましては、若者自立塾という、原則として3カ月の間いろいろな集団体験をする仕組みがございますが、そこに入る入塾経費、これは塾により多少異なりますが3カ月で概ね20万円ぐらいかかるのですが、これを生活保護の支援費で面倒を見る。すなわち、こういうことによって福祉から雇用へというつながりをつくり、その間の訓練とか自立支援施策に係る経費を生活保護あるいは児童扶養手当で補いつつ安定雇用へ誘導する。こういう施策をとっているところでございます。こういったことを引き続き強化することが今後の重要課題になると認識しております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。

○吉川座長 では、どなたからからでもどうぞ。

○清家委員 今ご説明いただいたところは、社会保障国民会議で私が担当しておりました年金と雇用の分科会の提言を受けて施策を講じてくださったところが大分多いようで、それはまず大変ありがたく思っております。もちろんいろいろなことをやっておられるのでしようけれども、私どもとしては、いわゆる非正規の、特に若い方の能力開発については、この報告書を書いた時点で、今のこういう経済状態になる前から、緊急にやらないともう間に合わないということで、非常に危機感を持って報告書の中にも書いておまして、去年の秋以降の経済状況の中でさらに必要性が高まったということで、補正予算等の中にも

前倒しで入れていただいたということは、非常にありがたいと思います。

その中で、若者の、特に非正規の若者の雇用については、実は私どもが報告書を書いたときの問題意識は、彼らが十分な能力開発の機会を得られないような非正規の仕事をずっとしているためになかなか彼らの能力が高まらないということであったわけですが、経済状況が変わって、むしろそういう仕事の機会もなくなった人がかなり出てきているわけで、それは逆に言えば、しばらくの間しっかりと能力開発のプログラムを受ける時間を得ているということでもあるわけです。その意味でいうと、特に訓練期間中の経済的支援の充実、つまり訓練期間中、仕事がない中でしっかりと経済的支援を受けながら、しかし非正規の仕事の中等では身につけることができなかつたような能力をしっかりと身につけてもらうといったことが、非常に重要なのではないかと思います。

それから、報告書の中でも随分書き込み、また委員の皆さん方からも使い勝手等について改善の余地、逆に言えば、そこが改善されれば相当有効なのではないかと言われていたのがこのジョブ・カード制度の推進のところでありまして、ぜひこのジョブ・カード制度が広く周知されて使われるような形にさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つは、これは全般に言えることですが、エビデンス・ベースドの施策といいますか、特に、既に能開局等でも、例えば公的な職業訓練を受けた人とそうでない場合、特に受けた場合の再就職率の高さとか、そういうエビデンスは持っておられると思うのですが、そういうのをもうちょっと広く一般にも周知するとか、あるいはまだ十分に情報を集めておられない部分については、必ずしも定量的な分析でなくてもいいんですけれども、定性的な調査でもいいんですが、訓練を受けたことによってどういうメリットがあるかということを示すことが、特にこういう時期、積極的に若い人に訓練プログラムに参加してもらい、あるいは事業主にもそれなりの協力をしてもらうという際に大切なと思いますので、ぜひどのような効果が上がっているかという情報を幅広く提供していただきたいと思います。

それからもう一つは、地域との連携の中で、私どもの最終報告の中でも、この工程表の2ページの最後のところにございますけれども、「国が全国的な視点から引き続き責任を果たすことはもとより、地方への十分な財源の確保や、権限移譲も含め、地方がより主体性を持ち、国・自治体・教育界」云々ということがありますが、要するに国が責任を持って教育訓練をやるということと、それからそれぞれの地域のニーズや、あるいは自主性に任せて教育訓練をやるということの仕分けといいますか、あるいは、こういう状況の中で国がどうやって今しっかりと責任を果たしていき、一方で地方等のニーズに応じてどういうものについては国が地方と協力しながらやっていけるかということについての仕分けといいますか、つまり国が具体的にはここまではしっかりと責任果たしてやります、それ以外のこういう部分については地方等と協力してやっていきますといった中長期的な見通しも示していただくといいのではないかなとも思いました。

基本的には、私どもの報告書の内容を極めて速やかに補正予算等でも実現して下さっ

ておりまして、ありがたいと思いますが、今申し上げたような点についてもなお一層やっていただけるといいのではないかなと思います。

○吉川座長 それでは、簡単にお答えください。

○草野職業能力開発局長 おっしゃいますように、こういう時期に能力開発するということは、これからのことを考えると非常に重要だと考えております。積極的雇用政策ということではありますが、失業手当を出すだけではなく、ある意味では非正規の方が能力を蓄積する絶好の機会だということで、この機会をどう生かすかということが今後にかかってくるということは、私どももそう思っております。そういう意味で、長期の訓練ということで、先ほど申し上げた資格を取るということも有効ですので、やっていきたいと思えますし、それから今すぐ就職しようと思ってもなかなか見つからないという現実もございますので、この機会にいわゆるエンプロイビリティを高めるといいますか、読み書きそろばんも含めて、文科省などと連携して、底上げをするということが極めて重要であろうと考えており、こういった長期の訓練にもこれから取り組んでいくということで、質、量ともこれから相当充実していかなければいけないなという意識は持っているところでございます。そういうことで、今まで企業の中でのキャリア・アップ、あるいは外から来て雇用されるということでやっておりましたが、今のように労働市場に滞留する場合には、そういった基礎能力をアップするということを新たな取組として考えていく必要があると考えております。

ジョブ・カード制度については、おっしゃいますように、広く周知していく必要がございますし、この運用についても、一次、二次補正を通じましてかなり緩和して中小企業も使いやすくするというところでやっておりますし、商工会議所にジョブ・カードセンターをやっていただいておりますし、これを傘下の中小企業に広く呼びかけていただいておりますので、これはかなり普及するようになってきているという状況がございます。ジョブ・カード制度では、職業能力形成プログラム、要するに企業での実習というのが含まれた訓練というのが特色ですので、企業の御理解と御協力、この辺が非常に重要であり、これから成長していく余力のある分野の企業にはぜひこの面でご協力いただくといった国民運動的なものも必要かなと思っております。

それから、エビデンス・ベースドということについては、全くおっしゃるとおりです。我々もいろいろ分析して、訓練を受けた場合とそうでない場合について調べたりしております。訓練終了後3カ月のデータについて、特に訓練との関連ということでとっております。これは施設内と委託ではちょっと違っているということがありますが、今後ともそういうことをやっていく必要があると考えております。ただ、非常に難しいのは、訓練というのは、すぐに即効性の効果があるとは限らないので、訓練を行ってから何年かして効果が出てくるということもあります。ですから、定性的なところについてはある程度ヒアリングして、訓練を受けて就職後何年か経った後の訓練受講者、あるいは事業主、こういった声を集めて、定性的な効果を分析していく必要があるかと思っております。

それから、地域との連携というのはおっしゃるとおり極めて重要でございまして、これは、国全体でどのぐらい訓練をやったらいいのだろうかということを中心に置いた上で、地方に対する財政的な支援とか、指導員が技術革新にキャッチアップするための研修とか、こういうことを支援していき、地方では地方の実情に応じて訓練をやっていく。このようなことで連携を取りながらやるわけですが、問題は、地方の財源とかコーディネート能力、マネジメント能力には県によって非常に差があるということなのです。富裕県では、一般的には、ある程度財政的余力もあり、訓練も国から支援がなくともある程度できる水準のところもございまして。しかし、他方では、失業者がいる一方で、訓練機関も削減ということで、極めて厳しい状況にあるところもある。ですから、そこら辺を見ながらどう支援していくか。国と県のコラボレートで全体水準を維持していく、セーフティーネットを維持していくという観点から、少しずつになると思いますが、それは話し合いながら計画を作ってやっていくということにしたいと思っております。

○清家委員 一つだけ。地域の話で、恐らく国の訓練プログラムなども、地域ごとの産業構造の特性等に対応してつくられているような部分があると思いますが、最近のように、急に立地がぱっと違う地域に変わったりとか、あるいは今まである地域に集中していた業種が別の、例えばもっと賃金の安い地域に出ていくとか、そういったこともあるので、例えばそういうところでもう少し国のプログラムも機動的に動けるようになっていくといいのではないかと思います。具体的にどこかはわかりませんが、例えば愛知県を中心に自動車産業のプログラムが多かったけれども、自動車産業は九州とか東北とかということにも出ていっているとか、そこでそういうところでむしろ雇用が増えそうだとかという場合には、そのプログラムも弾力的に動かして、それぞれの地域でそういうように急に出てきた産業についてのプログラムを行えばいいわけですが、そういう点で、国のプログラムはもっと弾力的に動けるといいのではないかなと思います。

○草野職業能力開発局長 おっしゃるとおりで、国でやるメリットというのはそこにあると思います。都道府県単位では、指導員や訓練科は固定されていてなかなか動かさせません。国の場合は雇用・能力開発機構ですが、指導員は全国異動ということにしています。そこは地域の訓練事情に応じて、異動の中でどういう訓練をやるか。企業が移転してきて、ものづくりが必要だとなった場合、全国の中からそういうものづくり関連の訓練ができる人をそこに投入するということができるわけです。そういった意味で、都道府県と国の連携ということで、セーフティーネットを支える意味というのは非常に大きいと思います。

○吉川座長 能力開発だけにかかわる問題ではなくて、今ご説明いただいたところでは、非正規雇用者への社会保険の適用拡大とか、そういうことに関係するところかと思うのですが、また、論点は医療保険・年金にもかかわると思っておりますが、社会保障番号・カードとの関連です。手元の資料では、先ほど初めに説明のあった、閣議決定した「中期プログラム」の最後に機能強化の工程表があるわけですが、この工程表の一番下に共通

として、社保番号・カードの導入ということで、2011年度中を目途とした導入ということになっているわけです。2011年4月からではないかもしれませんが、2011年度中からということで、この4月から2009年度ということですから、予想期間も2年というところに入っているのだと思います。2年後くらいから社保番号・社保カードというのが導入されると、当然それによって社会保障のさまざまな制度設計、ディテールの可能性が高まってくると思います。今ご説明いただいたところでは、いわゆる非正規労働の人などへの問題というものも関係してくる。初めにも申し上げたとおり、この論点というのは医療保険・介護・年金すべてにかかわると思うのですが、厚生労働省として、2年後に社保番号・カードが導入されたときに、それを前提として一体どれくらい制度改革ができるのか、改善ができるのか、社会保障、セーフティーネットのサービスが改善し得るのか。そういう制度設計は当然進められているのかもしれませんが、今後さらに進めていくべきだと思いますが、何か今説明できることはありますか。

○間杉政策統括官 少し概括的なところだけ私のほうからお話を、せっかく機会を賜りましたので。

今、検討状況はどうなっているかと申しますと、2011年度をめどに導入ということで、いろいろな専門の方々にお集まりいただきまして、今年度中に基本的な設計図を書くといったことで検討を進めているところです。その中で、今年度中の検討になりますか、あるいは基本設計からもうちょっと後の話になるかもしれませんが、今、座長がおっしゃいましたとおり、一つ一つの制度でこれまでやっていて、つながりがあればできたのだけれども、できなかつということが幾つかあるわけです。例えば、今度、医療費と介護のほうで一定の限度額を超えれば高額療養費に乗せるといったことも、今も実務で苦勞してやっておりますけれども、カードができれば、1つの番号ができれば、そこは割合簡単にできるようなる。そのような技術的な、少し小さい話かもしれませんが、そういったことから少し大ぶりの話まで、いろいろな話のレベルが考えられるだろうと私どもは思っております。

○吉川座長 今年度中というのは、この4月からの年度中ということでしょうか。

○間杉政策統括官 いいえ、ことしの3月までに青写真をかくということになっています。このカードについて、国民の皆様方に、大体どういうカードで、何ができるんだろうかということから少し丁寧にご説明申し上げたいと思うものですから、そういうことができるような材料を今集めているということです。

○吉川座長 わかりました。それは、適当な機会に私どもにも説明していただくと。

○間杉政策統括官 もちろんそうでございます。その後引き続き、今、先生がおっしゃいましたように、これで今までできなかった横断的な処理ということで一体どういうことができるかということもあわせて当然私どもも議論しなくてはいけないと思っております。

○吉川座長 もう一言だけ関連して言わせていただくと、今、統括官は医療保険と介護保険の合算の上限のお話をされて、私もその点に関心があったのですが、小さなこととちらっとおっしゃったかなと思いますが、私は小さくないと思います。私は、厚労省に年金も

医療も、あるいは雇用も介護も、言ってみれば民間の言葉で言えば商品開発という発想を持っていただく必要があるのではないかと思います。商品開発というのは、民間の保険会社でも何でも、よく「神は細部に宿る」という言葉がありますけれども、まさに民間で言えばお客さんに少しでも納得してもらって商品開発をするということでは、結局細部にそのツボというかポイントがあるわけです。ですから、今、せっかく発想とか制度の考え方としてはいいものがあったとしても、実際には使い勝手が悪い、また認知度も低いといったいろいろな問題があることはご承知のとおりで、その辺を番号・カードによってどのくらい打破することができるのか。それは、本当に細かいことまで全部リストアップして、例えば、現状こういう問題があるんだけれども、番号・カードがあれば、本当に細かい具体的なことでもこういう改善が図れるというのは、国民にきちんと説明すべきだと思います。3月ぐらいまでにその一応の整理ができるということですか。

○間杉政策統括官 まず目標としまして、3月までは、一体カードというのはどういうもので、これで何ができるのかということの基本設計をやります。実はカードにも非常に長い歴史がございまして、いろいろなディメンションがあったのですが、ようやく今集約されつつあるということです。それと元情報との関係はどうするのかとか、そういったことについて大まかな基本設計図をまず3月までに出したいと思っております。あるいはその中で今申しましたような合算制度というものがこうなるといったことなどにも触れられるかと思えます。ただ、これで全部、医療と年金と、それから介護みたいなものを並べたときに、今までできなかったけれども、本当にこれで次はできるようになるというところまで果たして3月中に行き着くかどうかというのは、ちょっと私も自信のないところが率直に言ってございます。ですから、それはほぼ並行するような形でもう少し時間をいただくかもしれないけれども、必ずやそこにたどり着くということがカードの議論の論旨だろうと私は思っております。

○吉川座長 長くなって恐縮なんですけど、今厚労省で検討されているのは、カードの問題あるいは番号の問題と二つあると思います。どういう形で導入するか。プライバシーをどうやって保護するか云々のそういう現実論、実際に番号・カードをどのようなものとして導入するかという問題と、それから、仮にそれをクリアして導入したとしたら、社会保障の制度でどのような改善が図られるかという二つのことがあると思います。厚労省が今検討されているのはその両方であるという理解でよろしいですか。

○間杉政策統括官 はい、その両方を検討してございます。

○吉川座長 私の今の整理でいって1と2と言うならば、1のほうも大変大事だと思いますし、世の中を説得する上でもそれがある意味では非常に大きいのかもしよませんが、もう一方で、社会保障制度にとっては、2の問題というのが1と並んで非常に重要な論点だと思いますし、またそれがある意味では1の問題とも関連して、世の中を説得する上で、なるほどそういう利便性あるいはプラスのポイントがあるのかということにつながるんだろうと思います。いずれにしても、適当な機会にこの懇談会で私たちにもその番号・カー

ドのこと、進捗状況等をご説明いただけたらと思います。

○間杉政策統括官 改めて機会を賜ればと思いますので、よろしくをお願いします。

○吉川座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、年金・医療・介護部分に係る社会保障の機能強化の工程表の具体化につきまして、まず厚生労働省の渡邊局長と宮島局長からご説明いただきます。初めに、年金について渡邊局長からお願いいたします。

○渡邊年金局長 年金局長の渡邊です。資料7をごらんいただきたいと思います。「年金制度の機能強化」と書いてあるものでございます。

中期プログラムあるいは国民会議でのご議論の整理をいただいて、たまさか今般、この1月30日に中期プログラムの参考工程表にもありますように基礎年金国庫負担2分の1のための法案を提出してございますので、ちょっとその流れを書いている資料なんですけれども、ごらんいただきたいと思います。第1ページ目ですが、4年前の年金制度改正において、長期的な給付と負担の均衡の枠組みをつくり、保険料や給付あるいは積立金の扱いというのは実際に今動いているわけですが、もう一つ非常に大きな柱であった、基礎年金の国庫負担を2分の1にするということについては、非常に難しい課題であったのですけれども、国民会議やこの中期プログラムを経て、今回、法案を提出するに至っておりますので、その早期成立を図りたいと思っております。

そうした中で、この中期プログラムにも書かれておりますが、今日的に見ると、年金財政の安定性については一つの目安がついたと。しかし、40年加入で満額年金の受給者が多数あらわれるようになった現在、そもそも年金制度が目指してきた所得保障の機能というものは十分に果たしているかという現実認識の問題にたどり着いており、それが裏を返せば無年金とか低年金とか未納とかという問題として位置づけることも可能なのではないかと。このように頭を整理しております。

そこで、3. にありますように、昨年はさまざまな議論が各方面からございまして、それらをまとめていただいて、国民会議において、また中期プログラムにおいて、基礎年金の最低保障機能の強化などが提示されたわけでございます。専門の審議会として社会保障審議会年金部会がございまして、並行しながら昨年ほぼ1年をかけて残された課題認識等々の整理をして、今日に至っております。その総括的なものが、2ページの冒頭でございまして、今回の提出法案の検討規定ということになおとどまっておりますが、こうした規定を置かせていただいております。「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする」というものが法案として閣議決定されて、今、立法府の審議を持っているところでございます。一言で言うと、その下にありますように、安定財源の確保への道筋についての議論を踏まえながら、こう

した課題の具体化を図っていくということであろうかと思えます。

なお、この法案は、参考の1つ目の○にありますように、所得税法等の一部改正法案などともリンクしているものでございます。なお、検討規定冒頭に引用しております、背景としてあるかつての改革における検討規定がございますので、そういう点も踏まえて当たるということでございます。

大変恐れ多いことなのですが、3ページは、社会保障の機能強化の工程表に書かれております分類整理と、社会保障審議会年金部会における中間的・専門的な整理というものの対応関係というものをあえて整理させていただいております。文責は私どもにあります。保険料免除制度の見直しとか、受給資格期間の見直し等々ございますが、それぞれ、では保険料免除制度を見直してどういうことを検討することがあり得るのかという点について、いわゆる最低保障年金とか税方式以外にどういう選択肢があるのかという提言をさせていただいていると同時に、それらとセットで受給資格期間の見直しとか、保険料を納める期間の変化とか、あるいは国民年金の適用年齢そのものについても議論がある。それから、こうした最低保障機能が強化される中で見ると、パート労働者に対する厚生年金適用の拡大にも新たな視野というものが開けてくるのではないかといったこと。あるいは育児期間中の保険料免除について、いわゆる継続雇用の方だけではなく、自営業、国民年金の人たちも含めて対応できないか。あるいは高齢者の在職老齢年金制度については、財源措置もあわせて考えていった場合には、保険料率を固定しておりますので、標準報酬月額の見直しを通じて財源措置をして、在職老齢年金制度をもっと緩めていくということとはできないか。こういう点が提言されております。なお、冒頭申し上げた今回の2分の1法案におきましても、最低保障機能強化という意味では、低所得で保険料免除を受けている方、税制の抜本改正まで3分の1国庫負担ベースしか保障しないとなっているのですが、今度の臨時の財源による21年度から直ちに2分の1コースに乗せるということを法律として今提案しているところです。今直ちにできる唯一のことということで、やっております。

4ページは、今簡単に申し上げました社会保障審議会での議論の整理というものを1枚にまとめたものでございます。

5ページは、とりわけ最低保障機能強化について、さまざまに各方面で議論がございますが、右にありますような、ある新聞社の最低保障年金のイメージ図、政党における税方式の議論というのはなかなか特定できない面がありますので、実際に運営されているカナダの老齢保障年金の例とあわせて左側に、社会保障審議会でも議論されまして一定の支持を得ている保険料軽減支援制度のイメージ、単身低所得高齢者等加算のイメージということで、本来の基礎年金が、国民年金の防貧機能、古い言葉ですが、そういう点から見てもしっかり機能を果たすためには、上のほうにあるのは、低所得の場合には低い保険料で満額保険料分を公費によって支援することで満額の基礎年金が受給できる道をつくっていくこととあり、下のほうは、結果として単身低所得といったパターンにもある程度対応できるような保護措置も必要なのではないか、そんなことが提案されているという状況で

ございます。今後、国会での審議等々を通じまして、できるだけこの議論の具体化のチャンスをもっと広げていくということが私どもに課せられた課題だと思っております。

以上です。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

では、一つ一つ、恐縮ですが、年金・医療・介護別で議論したほうがいいと思いますので、年金について。どうぞ。

○清家委員 年金についてと、資料6-2の「非正規雇用者への社会保険の適用拡大について」もあわせて、コメントと、お願いをさせていただきます。

まず、今、渡邊局長のご説明のあった資料7に入る前に、資料6-2の参考資料というところで「非正規雇用者への社会保険の適用について」ということが出ておりまして、これについても私どもの分科会で非常に強い問題意識を持っていたところです。年金については、今、渡邊局長のご説明になりましたように、特にパートタイマーの方々に対する適用、これはパートに限らず、非正規労働者が3分の1を占めるようになったときに、主婦のパートの方等、3号被保険者になられる方についてはまだそれでもいいのかもしれませんが、かなりの方が非正規労働で生計を立てているような状況になったときに、その人たちの老後を被用者年金で保障できないというのが非常に大きな問題でして、最終的には生活保護等の対象になる可能性があるわけですので、ぜひこのパート労働者に対する厚生年金の適用の拡大、あるいはパートに限らず、いわゆる非正規労働に従事しておられる方に対しての被用者年金の適用の拡大というものを、当面はここに書かれておられるようなことでいいと思うんですが、さらに充実していただきたいと思っております。それから、今回の雇用保険法の改正の中にも入っておりますけれども、非正規労働者に対するセーフティーネットの充実という意味で、年金だけではなくて、雇用保険等についての適用の拡大もぜひあわせてやっていただきたいと思えます。

それから、今、渡邊局長からご説明がございました年金制度の機能の強化、これはすべて私どもの考え方に沿ってやっていただいている部分が多いと思うのですが、この中にも述べられておりますけれども、当面の話とはまた別に、財政的なサステナビリティが高まったということについては、**2004年改正**でもう相当決着がついていて、これは私どもの分科会でも基本的にその点で、年金が財政的に破綻する云々の議論をする必要はもうないのではないかということについては全く同意見なのですが、逆に言えば、この**2004年改正**の非常に重要な部分は、マクロ経済スライド制が導入されて、財政的なサステナビリティが高まったということです。それは、今のように物価が安定している、あるいはデフレ状況においてはいいわけですが、一定の物価上昇が恒常的に続くような状況になり、その中で実際にマクロ経済スライド制が行われるようになったときに、年金の実質価値が下がっていくということについては、やはり検討する必要があるだろうということと、もうちょっと言えば、これは社会保障国民会議の議論の範囲の中から踏み出してしまふのかもしれないのですが、本当に年金で生活しなければいけないときにしっかりとした

年金を受け取るためにも、もしかすると支給開始年齢の引き上げということも中長期的には視野に入れて検討する必要もあるのではないかと。ご承知のとおり、日本ほど高齢化しないようなアメリカ等でも満額年金の支給開始年齢は67歳に向けて引き上げられつつありますし、ヨーロッパ諸国においても満額年金の支給開始年齢の引き上げが相当具体的に議論され始めているところもありますので、その辺も、2004年改正で財政的サステナビリティが高まったからもうそれで問題解決ということではなくて、むしろそれを高めるためには給付水準のかなり厳しい抑制というのが一方であるわけですから、そこをどう考えるかで、その中で支給開始年齢の引き上げということもあわせて議論する必要があるのではないかと、ちょっと個人的には問題意識を持っておりますが、その辺についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○渡邊年金局長 非正規労働あるいはパート労働者に対する社会保険の適用拡大というのは、非常に重要な課題だと考えております。ただ、現実的に私ども、フィージビリティの世界で法案化して国会に出し、その審議を待っているけれども、なかなか審議いただけていないというのが、先ほどの参考資料6-2の3ページにありますスキームでございます。これについては、国民年金と厚生年金の両方を導入して設定して、皆年金ということで大体すべての国民を包摂するという政策選択をしているものでございますから、逆に国民年金の保険料負担水準とのアンバランスというものをどう回避しながらやっていくかということも大切な課題になるもので、今の1万4,410円ですが、この月額保険料が微動だにしない場合にどうやるかというのは難しいのですが、その意味では、社会保障審議会のほうでは、むしろ低所得の人には低い保険料でいいのではないかと。例えば、国民健康保険ではそうしているのではないかと。同じとは言えないんですけども、先ほどのカードの話でもありますが、税情報をどう接合するかは大変重要な課題ですけれども、何らかの形で低所得というものをよりとらえられやすくなるきっかけとしてカードとか番号の議論というのも今後あり得るのかなと考えていけば、ある程度、例えば国民健康保険ではどういう所得として認定されて、どういう保険料設定がされているのかということが容易にわかるようになってくると、より視野が広がって、低所得には低い保険料となれば、余りにしないで9万8,000円の壁というのを通過していけるだろうということが審議会での議論なんですけど、それもまだ今のところ、木に竹を継いだといいますか、フィージビリティが随分高くなったという議論ではないんですけども、目指すべき方向の一つではないかと思っておりますので、あわせて検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、今は大変な、100年に1度の状況なので、将来を見通すのがいいタイミングかどうかという点もありますが、法律上、少なくとも5年に一度、将来を見通したプロジェクトを出せということになっておりますので、そういった点について今検討を進めておりますが、少子・高齢化の進行あるいは経済状態の将来の見通し等々を考えますと、いかにサステナビリティが高くなったといっても、本当にそれで大丈夫か。それから、おっしゃるように、政治的プロセスとして、マクロ経済スライドがどのぐらい本当に許容

されて、実際にその機能を果たすのかという点については、まだまだ未知数のところがございます。そういう意味で、そこをしっかりとやる意味でもとおっしゃったその他の検討課題もあるのではないかと。そのうちに支給開始年齢の問題というのも出てくるのではないかと。というのは、視野には入れているつもりですが、ことしだとか来年だとかというには、まだ65歳途上のところですので、もう少し時間をいただき、将来的な展望についてもかなり厳しい環境の中で考えていくのではないかと考えております。

○生田参事官 よろしいでしょうか。雇用保険の関係の補足をちょっとさせていただきたいのですけれども。

○吉川座長 どうぞ。

○生田参事官 資料6-2の1ページのところに、今回の雇用保険法の改正の資料が載っております。社会保障国民会議の雇用年金分科会から、非正規労働者についての雇用保険適用拡大ということでご指摘を受けまして、労働政策審議会の雇用保険部会、これは清家先生が座長をされておりますけれども、そこでご議論いただいて、1月20日に国会に出したのがこれでございます。

中心が非正規労働者に対するセーフティーネット機能の強化ということでございますけれども、1のところにポイントが書いてございます。

1つが、非正規労働者、有期雇用の労働者につきまして、従来は期間満了で保険の給付を受け取るためには、6カ月間ではなくて、12カ月間働いていないといけなかったのですけれども、それを6カ月でも受け取れるようにするというものでございます。倒産・解雇等の場合は6カ月で受け取れるのですけれども、期間満了の雇止めでもそうするということが1つ目です。

2つ目が、給付日数につきまして、倒産・解雇等の場合は90日～330日という相当手厚い給付になっておりますけれども、それが雇止めの場合につきましては90～150日であったんですが、こういう状況にかんがみまして、雇止めの場合につきましても90日～330日のマトリックスで出すということにいたしております。

それから、雇用保険の適用基準そのものですが、これにつきましては、40時間以上の人は雇用期間にかかわらず入れるのですけれども、20時間～40時間の方につきましては、1年以上の雇用見込みがないと入れないとなつてございましたけれども、それを6カ月の雇用見込みで雇用保険に入れるという形にいたしております。

この内容で今年の4月1日施行ということで法案を出してございまして、内容的にはこの厳しい雇用情勢に対応するという内容でございますので、ちゃんと成立するものだと思います。

以上でございます。

○吉川座長 よろしいですか。2点あるのですが、1つは、先ほど局長から、将来的には所得水準に応じて保険料なども考えてもいいのではないかと話があったと思いますが、同じようなことでは、ちょうど今お話があった雇用保険との関連です。要するに失業した

とき雇用保険給付がなされていれば、その期間についてはその保険料についても若干減額とか、場合によっては免除とか、オートマチックに連動するというのも、これはもちろん番号・カードを前提にしての話ですが、失業期間中、一方で失業保険・雇用保険を給付されているというのであれば、その年金などの保険料についてもオートマチックに連動して、社会全体で少しそこのところの失業者の負担を軽くするなどということも考えられるのではないかと思います。それが1点目です。

2点目は、先ほど清家先生のほうからお話のあったマクロの経済スライドの話です。これはもうご承知のとおり法律としてできているわけですが、内閣府のアンケートなどを見ると、社会保障の将来の負担を一体だれがするかというときに、私の記憶では、社会保障国民会議でも議論したそのアンケート結果では「世代を超えてみんなで支え合う」というのが5割くらいだったのですか、いずれにしても少なくともシェアとしては最大多数で、若干ですが、過半だったような記憶があるんです。ですから、一方でそういう世論があって、しかしマクロ経済スライドが実際に動いたときには減額される人がギャップと言う、このギャップが現実にはあるのかなと私も想像しますが、こういうところは、私は、国のガバナンスとして法律でも通っている、しかもまた基本的な考え方は世代間を超えてみんなで負担し合うという、しかも世論調査でもそういうことはそういう形で問われれば多くの方が支持しているというわけですから、それをきちんと説明して、まさに世代間で支え合うというのはこういうことなんだということを正面から説明していただければと思います。

○渡邊年金局長 2点ございまして、1点目の失業された方の国民年金保険料は、今でも免除の扱いをしております。ただ、では失業の方は免除されればそれで足りるのかというのは、従来は足りるという説明をしているわけですが、将来に向けてその期間の年金記録というのは今で言うと2万2,000円コースに限定されてしまうということで、本当にそれでいいのだろうかという意味でも、免除すれば話が終わるのではなくて.....

○吉川座長 現行では、月数としてはカウントされるけれども、減額対象ということですね。それも問題ですね。

○渡邊年金局長 保険料を払っていないので低いですよということなんです、それだけで本当に年金としての議論は尽きるのか。なぜ税方式の議論が絶えないのかという原点をたどっていくと、その一つには、ある。もちろんこれは生活保護とか社会福祉的な所得手当的な政策がもっと発達している国々であればまた違うのかもしれませんが、ちょっとそこは年金制度としてもきちんと意識していかなければいけないところだと思っておりますが、現実には今免除にしております。

それから2点目ですが、今ちょっと誤解されたら申しわけないんですが、去年の物価でもある程度以上もう少し高かった場合にはマクロ経済スライドが一部発動する直前まで来ているというのが現実でございまして、現にある制度体系でございまして、ことしの経済はこんな状況ですから、まだちょっと先になるとは思いますが、しっかりこれを発動さ

せていくということが私どもの一番大切なことだと思っておりますし、諸外国でも似たようなことをやっている中で、名目額下限制度を入れないで、そのままどーんと年金額にもろに落としてしまうという国もあるんです。そういうことになると、もし日本で考えれば、政治的には相当苦しいかなと思うんですけれども、一応いろいろなお知恵をいただいて、年金額そのものが下がるということではない、スライド額の調整をするという形でやっておりますので、これはしっかりやっていくべきものと強く考えております。

○吉川座長　どうぞ。

○大森委員　次の介護のことにも関係するんですけれども、私どもは社会保障国民会議のときに一応資料を出していただいたんですけれども、余り議論が詰められなかったことの一つが低所得者のつかまえ方です。個別制度でみんなある種の規定があって、相当いろいろな配慮をしているけれども、国民の側は必ずしもそう思っていないのです。低所得者というのがどのように位置づけられて、どのように考えられて、制度横断的に本当にうまく説明できるかどうかを含めまして、私どものほうも考えなければいけないテーマですけれども、一回厚労省全体として整理していただいて、ある基準が別な基準とどこで整合性がとれているのかということについて考え方をまとめてほしいなと前から思っておりますので、こういう場をかりて少し要望させていただきたい。

○吉川座長　では、これは先ほどの番号とかカードと同じように、またいつか私どもにご説明いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

では、続きまして、医療・介護につきまして、宮島局長からお願いいたします。

○宮島老健局長　資料8に基づきまして、一括説明させていただきます。

中期プログラムの機能強化の工程表でまとめられておりますけれども、2025年の姿ということを考える間に、医療のほうでは診療報酬の改定が3回ある。それから、都道府県医療計画というのは5年ごとに見直しておりますが、これが2012年までで、2013年から新しい医療計画が始まる。一方、介護のほうでは、介護報酬改定が今回3%改定がありました。2012年、また3年後に改定があって、3年ごとに介護保険事業計画というものを立てておまして、2012年から新しい第5期の計画期間が始まるということですので、当面は2012年を目指して何をやっていくかということが課題になっているという段階でございます。

1 ページおめくりいただきますが、医療・介護の機能強化の主要課題ということでございます。まず、医療のほうの救急をはじめとする急性期医療の強化と病床の機能分化については、医療計画的には2013年からの新医療計画に反映できるような計画策定指針を示していかなければならない。それから、地域で暮らし続けるための在宅・施設介護サービスの基盤強化、これも2012年の新たな市町村介護保険事業計画に反映できるような指針を策定していく。最後に、医療と介護の連携については、2012年の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けた検討を進めていくということでございます。

次のページで、改革を進めていく上での目下の課題でございます。診療報酬改定を待つ

ていられないというものでもございますので、とりあえず対応したところについて申しますと、まず医師不足問題への対応でございます。1つは、勤務医の過重労働等への対策、これは予算措置での対応をしております。それから、医師の偏在に対して、臨床研修制度を見直してはどうかということで、現在この検討を進めているということでございます。それから、医師養成数につきましては、**2009年度**からは医学部定員を9%増加するという事で方向転換を図ったというところでございます。

次に、救急医療につきましては、必要な救急医療・周産期医療の体制強化を来年度予算に盛り込んでおります。それから、救急搬送・受け入れルールの策定などの消防との連携強化策を講じたところでございます。

次に、介護従事者の処遇改善・介護人材の確保については、**2009年4月**からプラス3%の改定を行うということで、この事後検証を行う、あるいは雇用政策のほうで、雇用管理改善について事業主への助成金を出す、あるいは介護人材確保策についての対策を第2次補正で講じたというところでございます。

もう少し長いスパンというか、もうちょっと先のことで今取り組み始めているのが第4期に向けての基盤整備でございますが、一つは、小規模多機能などの市町村ベースの小さな施設の整備を進めていく。それからもう一つが、公的賃貸住宅の再整備、これは国土交通省と連携してやっていくということで、今国会にも高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正ということで、賃貸住宅に介護サービスがついたような形の整備を進めていくという法律案を提出したところでございます。

それから、療養病床の再編成については、3年後に介護療養病床がなくなるということですので、予算措置及び今回の介護報酬の評価の充実により、老人保健施設等への転換を進めているところでございます。

それから、診療報酬は、来年4月に改定がありますので、さらに産科・小児科を初めとする病院勤務医の負担軽減策、入院医療の評価の充実等で、次回改定に反映していくということでございます。

I T化につきましては、先ほどちょっと出ました社会保障カードあるいはレセプトオンライン化については、計画的に進めているといった状況でございます。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

局長からご説明がありましたけれども、**2012年**が医療と介護の診療報酬改定が重なる年ということで、一応そこを一つのメルクマールというか、目標にしているいろいろなことを考えておられるということだろうと思います。ご説明にもあったのですが、それでは必ずしも間に合わないということで少し前倒しもということですが、その前倒しが、もうちょっといろいろな目に見える形でいろいろ考えていただいてもいいんじゃないかなと私は率直に思います。結局、診療報酬というのが非常に大きな一つの医療の、介護もそうでしょうが、ポイントになる。保険医療の場合でも公定価格です。そのところに仮にゆがみのような

ものがあれば、なかなかうまくいかないで、いろいろな問題が出てきてしまう。社会保障国民会議で私たちが議論したときの資料でも、医療はご承知のとおり2025年を改革の最終形完成の年と位置づけて、例えば、医療ですと、診療報酬をマクロで見て、たしか私の記憶だと、外来と入院で、現状6割が外来ですか、4割が入院ぐらいの2025年の最終完成形で、10はいかないですが、8%ぐらいだったですか、少し入院のほうを多くすると。大ざっぱに言うと5:5に近い形で、2%ぐらいずれていたかもしれませんが、正確に覚えていないですが、いずれにしても6:4から5:5に近い形で入院のほうを手厚くする。ご承知の病院の再編とも言われているところです。

こういう席ですから、ざっくばらんに話させていただくと、診療所の先生方の稼働率というんですか、そういう言い方をもしするならば、失礼な言い方かもしれませんが、そのところが少し上がって、具体的には地域連携みたいなものが、病院と開業医・診療所の先生方が地域で連携していただいて、それで連携して働いていただくことによって診療所の先生方ももちろん一定の所得を保っていただく。しかし、その背後には地域連携を通して、言ってみれば、括弧付きですが、稼働率を高めるような形で、そういうところに誘導するような診療報酬体系とか、そういうものが考えられないのかと。もちろん、大きな姿としては2025年、完成形ではそういうところを目指すということなのかもしれませんが。しかし、そうであれば、お話のあった12年というのは非常に大きな年なんでしょうし、さらにその12年で本当にそちらのほうにはっきりと標榜化していくというのであれば、もっと早くいろいろなことがなされてもいいのかもしれない。実際、ご承知のように、医療崩壊みたいなところで、いろいろな動きというのがいわばスポンテニアスに出てきているわけです。先週でしたか、たしか鎌倉市の医師会と鎌倉市が共同して、鎌倉市がたしか3億円だったですか、箱ものをつくって、それに鎌倉市の医師会が協力して、産科だったかと思いますが、やるといったことがありました。言ってみれば地域的に待ってられないというので、いろいろな動きがスポンテニアスに出てきているんだろうと思います。鎌倉市のケースを詳しく知っているわけではないのですが、そうした動きの中には合理的なもの、あるいは非常にもっともな、理解できないようないい動きというものも当然あるのだろうと思います。そういうものを先取りして、国全体でそれを応援するような形で、診療報酬のあれを少しずつ改定していくとか、いずれにしても、2012年が大きな節目の年だということは理解しているつもりですが、それを少し前倒しして、見えるような形にすべきではないか。

さらに大きな話をさせていただければ、結局、きょう内閣府から説明のあった例の負担の話、もうちょっと言えば消費税などのお話とも関係してくると思いますが、先ほど説明があったとおり、負担を求めていく、とりわけ消費税ということで負担増を求める、社会保障の機能を強化するためということは、社会保障国民会議のほうでも出たとおりです。しかし、社会保障の機能の強化というのは、抽象的過ぎると思います。国民の目から見ると、中身が見えないわけです。ですから、大変乱暴な言葉遣いで言えば、福袋みたいなも

のです。負担について、国民のコンセンサスをつくるためには、福袋の袋を破って中身が見えなくては納得が得られないと私は思います。その納得できる福袋の中身というのは、先ほどカードとの関連で申し上げたけれども、細かい具体例に当然依存してくる。私たちも福袋を買うときに、セーターが入っていればいいというものではないので、最後は自分が気に入るセーターかどうかということまで、詳細設計も含めてイエス・ノーを出すのだらうと思います。ですから、そういう意味で、医療・介護に関していろいろ改革にご苦労いただいているのだらうと思いますが、12年の節目は十分理解した上で、大きな改革方向、中身も見えて、しかも具体例で本当にこういういい動きがある、これこそが将来の日本の医療・介護のあるべき姿であるということが見えるような形で、場合によっては、名前はあれですが、特区という言葉を使わなくても、言葉はともかく、地域のそうしたすぐれた動きを応援するような形とか、とにかく、負担の議論をする以上、その辺は大変重要な議論だと思いますので、その辺を12年の前にぜひともいろいろと詰めていただいて、またこの懇談会でも皆様方と意見交換させていただけたらと思っております。

○宮島老健局長 今いただいたご意見ですが、12年というのは、3年あるんです。診療報酬の改定はその前にもう一度ありますから、これは議論を進めていかなければいけないんですけれども、どういうタイミングでどのように医療の姿なり介護の姿なりを出していったらいいのかというのは実は私どもにはまだ迷いがあるというか、負担の問題というのを我々は強く意識せざるを得ないので、どのタイミングでこういう絵姿を示していくのが一番いいのかというのはまたご教示いただきたいなと思っております。

ただ、基本的な方向として、入院医療のほうが、急性期の病院を中心に非常にほころんでいる。ここを直していくというのは、平均在院日数の短縮といったことを医療費適正化なり医療計画の中で出しているからには、その受け皿である介護とか在宅医療とか診療所の医療のほうも、この体制というのはこういう姿でやっていってもらいますよというのは示していかなければならないと思っております。それから、国民会議のほうでは、施設よりも、より地域密着でといった介護のほうの方向性もお示しいただいていますので、それも、それではどういう具体的な姿でやっていかなければならないのか、そういうサービスの姿というのを私どもは示していかなければいけないだらうと思っております。ただ、その一方で、介護で言えば、3年後に消費税の話が出てくるのですけれども、そのときに介護報酬の改定はまたやらざるを得ないですから、時間的な前後関係というのがまだよく見えないなというのが正直なところです。それから、医療保険で言えば、実は国民健康保険の財政支援措置というのは3年間ずつになっていまして、これを来年の通常国会には何かやらなければいけない。その一方で後期高齢者の問題がこのような形でいろいろな問題になっていますから、そのようなものを見ながら、その負担のほうの問題を一方で見ながら、では供給のほうはこのようにやっていくということを見せていくというのは、これはちょっと我々もまだ今、さっきから申しているように、中で整理していかなければいけない、プログラムをつくっていかなければいけないと認識しているところです。

○吉川座長　またいつかこの懇談会でもそのことを紹介していただいて、議論させていただけたらと思います。

はい、どうぞ。

○大森委員　中間報告を書いたときにも触れてあるのですけれども、最終報告の前にシミュレーションをやって、あるべき姿を求めて、どのように整備するかという大変大きな絵柄をかいたんです。そのときに批判がありまして、要するに、あるべき姿をかいたって、こんなものは絵に描いたモチにすぎない、それをやるためには相当の覚悟と制度改革が要るのではないかと。今、吉川座長から出ましたけれども、医療報酬のあの決め方そのものを改革しない限り、あるべき姿に近づくなどということはありません。それから、専門職間の役割分担をもうちょっとやって、いろいろな人たちが重点的にエネルギーを使えるように直せということも全部改革問題でして、実は現在の制度をちょこちょこいじったぐらいではあるべき姿に到達するとはとても思えない。ステークホルダーの人たちがいっぱいいるものですから、ご苦労はよく承知の上ですけれども、厚生労働省が全力を挙げてあるべき姿に向かって制度改革推進の体制を組まない限り、これは絶対実現しないんじゃないかと。せつかく私どもが張り切ってシミュレーションをやらせていただいて書きましたので、さまざまな改革を全力を挙げてやってもらいたい。そして、2025年という、私が生きているかどうか怪しいんですけれども、それへいく前に、ぜひとも、このあるべき姿に一步でも二歩でも近づく方向で何か動いているなというのを見たいなと思っているものですから、きょうは皆さん方がお集まりですので、縦割りを何とかして克服してやってもらいたいなと思っています。希望ですけれども。

○宮島老健局長　実は大森先生のほうからそういうことをおっしゃられるのを本当に受けとめると、多分診療報酬改定みたいな、こういう点数をつけて何かやっていくということだけでは間に合わないのかなという気も実はしています。それは、財政的な制度改革ではなくて、役割分担に係る身分法的なものですか、あるいは医療供給体制に係る、どういう方向に持っていくのかといった改革方向の改正ですか、それは必ずしも医療保険制度や介護保険の財政面にかかるものではないようなところまで恐らく大森先生はおっしゃったと思うんですが、申しわけないんですが、まだ我々はそこまで今の時点で踏み込めていないというのが実情ですので、また中でよく議論させてもらいたいと思います。

○清家委員　これもよくいろいろな方が心配されていることだと思いますが、介護従事者の処遇改善・介護人材の確保というところで、介護報酬を改定したときに、ここに書かれている報酬改定の影響の事後的検証というところに含まれるのかもしれないのですが、介護報酬の改定が実際どの程度介護従事者という労働者の処遇の改善等に役立つかというのを具体的にどのように担保するかということは非常に大きな問題だと思いますが、その辺についてちょっとお聞かせいただけますか。

○宮島老健局長　これも大森委員長の給付費分科会というところでいろいろご議論いただきましたが、一つは、何らかの形で事業主のほうに給与水準なり待遇なり処遇なりについ

ての情報公開を求めようというのが一つです。もう一つは、私どもは来年度予算で調査費を取っておりまして、介護市場というのは、恐らく半年ぐらいたたないと給与に反映して来ないので、そのぐらいの遅れはあると思いますが、調査に入って、介護報酬改定が本当に給与に反映されたかどうかというのは見なければならぬと思っています。さらに長期的にいうと、この介護労働市場というのは、平成12年に介護保険ができましたから、どちらかといえば、成果主義というところですが、非正規雇用とか、成果主義的な中でできたので、賃金の形成というのが、言ってみれば非正規が非常に多い職場ですから、そういう賃金体系が確立していないというところがあって、その辺をどのように行政として、これは強制できる話ではないんですけども、報酬のやり方とか、そういう中でリードしていけないかということで、今回はとりあえず社会福祉士が多いところとか、常勤職員が多いところ、あるいは経験年数の長い人が多いところについては、報酬上の評価をすることによって対応したということですが、さらにブラッシュアップの方策を考えなければならぬ分野だと思っています。

○清家委員 以前に、もう10年以上前ですけども、看護師、当時は看護婦不足とか言われていたところに、その調査をしたときの記憶ですと、看護師さんの場合には、例えば国立病院の看護師さんの賃金テーブルなどがある程度レファレンスになっていて、民間病院等でも準拠されたりといったことがあったように記憶しているんですけども、介護士さんの場合はなかなかそういうのがないわけで、今言われたようなことと言えば、レファレンスになるような介護士さんの、あるいはこういう資格とかこういう経験のある介護士さんの給与水準がどういう形になるのかというのが何かわかるような、そういう賃金テーブルみたいなものをどこかでつくったりすることはできるのでしょうか。あるいは公的な介護施設のようなところでそのよう標準賃金を確立するとか。

○宮島老健局長 公的な介護施設というか、福祉職俸給表というのはあるのですが、これはほんの一部の人しか使っていないので、看護師の場合はかなり国立病院なり県立病院なりに勤めていたのでそういうものになったのですが、それはなかなか得ないというところで、ちょっと苦しいところがある。むしろ、介護職というのは大体常勤で月20万円ぐらいですけども、准看護師は27万円ぐらいで、看護師は30万円弱ぐらいなんです。その辺をどのように見るかとか、そういう他の職種などとの比較でまた見るとか、そこはちょっと今後の課題かなと思っています。

○阿藤委員 2つあります。1つは先ほどの質問との関連で、介護士の供給不足に対して、外国人の看護師を受け入れるという方針があるようなのですが、それは日本で足りない部分の相当部分を外国人で補おうとしているのか、それとも、それは単に二国間で経済協力協定があるから、その中で許される範囲内だけ少数入れていくようなお考えなのか、その全体的な受け入れ計画みたいなものを伺いたいと思います。それに関連して、外国人を3年間いわゆる正規の介護福祉士でない形で受け入れて、受験して受からなかったら帰ってもらいたいことになっているようなのですけれども、日本語の試験でそういうことを

やってどこまで通るのか大変難しい感じがします。そうすると、結局それは3年間で、いわば昔の准看護師みたいに使って、そして送り返して、またローテーションで来るということになってしまうのか、その点、どのように具体的に考えておられるのかということです。

それからもう一つは、次の少子化のテーマとも関係あって、去年あたり随分地方での救急分娩というのか、そういう出産のときにたらい回しになって亡くなってしまったとか、そういう事例がありました。最初は地方だからそういうことがあるのかと思っていたら、東京都でもそういうことが起こったというので、ショックでした。この工程表によると、2015年という5年先までには何かとか安心して出産できる体制をつくるとなっているのですが、もちろんこれは命の問題ですからそれ自体が大変重要ですが、少子化問題との関連でいうと、出産に対してものすごいマイナスメッセージを若い人に送っていると思います。そういう面もあり、こういう問題は本当に一刻も早く解消していただきたいと思うのですが、その辺、お考えを聞かせてください。

○榮畑審議官 2つ目のたらい回しというか、救急医療の関係に関しましては、確かに今もお話がありましたように、地方の問題ではなくて東京でもそういうことが起こっているということですが、これは私どもも大変大事な問題だと思ひまして、早速省内でその検討会をつくり、そしてまたこの間結論を出していただいて、来年度の政府予算案の中にも必要な対策というのは盛り込んでいるところでございます。あの問題は実は救急医療と周産期医療とがちゃんとつながっていなかったというところに起因するものでございますから、周産期医療体制に救急医療をちゃんと繋げていくようにしなければいけないということで、連携がきちんととれるような対策をすぐにでも打つようにしているところでございます。それからまた、その点も含めて、地域において救急医療がたらい回しになるということがございますから、それについて、どういう患者さんならどこに搬送して、そしてまた救急医療機関側がちゃんとそれを受け入れるというルールを作ってもらおうと思っております。総務省消防庁と厚生労働省との両省が共同で、そのような救急搬送・受け入れルールをきちんと作って、それでやってもらえるような仕組みを消防法改正という形で今度の国会に出したいと思っております。いわゆるたらい回しの問題に関しましては、そういうことが起こらないような対策をとらなければならないだろうと思っております。

ただ、一方で、産科医さんそのものがすぐ増えるかということについては、これは実はなかなか頭の痛い問題でございまして、お医者さんの数自体を21年度の入学定員から大幅に過去最大に増員させて、これをさらに増員させるような具体策というのを今やっているところでございますが、いずれにしても、入学してから一人前の臨床医になるまで8年とか10年かかりますから、産科医さんの数そのものが急激に増えるわけではございませんけれども、それはそれで対策を講じながら、いわば今ある資源の中でやりくりしながら、先生がおっしゃるとおり、産科の医療というのは大変大事なものですし、少子化対策にも欠くことができないものですから、それはそれでやっていかなければならないことだろうと

思っております。

○吉川座長 では、最後に、少子化対策の工程表につきましてご説明いただきます。内閣府の松田政策統括官、厚生労働省の村木局長から、それぞれご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○松田政策統括官 内閣府でございます。資料9でございますが、3ページを先におめくりいただきますと、国民会議の最終報告で、「仕事と生活の調和」と「子育て支援の社会的基盤拡充」を『車の両輪』として取り組むことが重要であること、新たな制度体系構築に向けて基本的視点として、仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等の点を検討していくということ、最後に国民負担についての合意形成等々の指摘がなされているところでございます。

1ページに戻りますが、この工程表は、先ほどの中期プログラムの別表の一番下を切り取ったものに全体像ということで上の段をつけ足して、下は具体的な施策、制度改正の方向性といった2段構造へと若干の作りかえをしております。

上段でございますが、いわゆる少子化対策大綱を5年前につくりまして、5年で見直すということになっておりまして、あるいは子ども・子育て応援プラン、それから次世代の計画、これも全部2009年度までの5年間ということで、今見直しの時期に入っているということで、年内に大綱の見直しもやる、あるいは自治体の計画についても今自治体の関係のヒアリング等々の準備作業が始まっているといった状況でございます。

では具体的な施策はどうかということで下段ですが、まず、予算面については、いわゆる生活対策等に基づき、20年度第2次補正予算では、この3年間の特に重点的な基盤整備のために1,000億円の「安心子ども基金」の設置等による保育サービスの集中重点整備や放課後児童クラブの緊急整備、あるいは基金ではございませんけれども、妊婦健診の5回から14回といった公費負担の拡充などが盛り込まれております。

それから、制度改正面では、昨年の報告会で、児童福祉法と次世代法の改正で、保育ママの制度化、あるいは一般事業主行動計画の公表等々の義務づけといったことを整理したわけでございます。また、育児・介護休業法の見直しにつきまして、今、労政審の建議までいって、パパ・ママ育休プラスといったことを内容といたしております。そうした中で今後新制度体系をどうするかということは、村木局長のほうからご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2ページでございますが、先ほど申し上げました少子化対策大綱の見直しに当たりまして、小渕大臣のもとでゼロから考えるのだということでプロジェクトチームを発足させておりまして、ごらんのようなメンバーが各回のテーマに応じた有識者を招いて議論して、一昨日は恋愛結婚といったことで第1回をスタートさせております。今後、ごらんのような幾つかのテーマについて、月2回で議論していくことを予定いたしております。

それから、3ページ目は先ほど申し上げたとおりでございますが、今までの流れが書い

てございます。ご参照いただければと思います。

では、雇用均等・児童家庭局長、お願いします。

○村木雇用均等・児童家庭局長 私の方から、重点戦略会議や国民会議でご議論いただきました、さっき車の両輪と言っていただきましたことの一つである子育てを包括的に支える社会基盤の制度設計の検討状況についてご報告を申し上げます。

今、厚生労働省の社会保障審議会の少子化対策特別部会というところでこの制度設計の議論をしております。今の資料の1ページをちょっと見ていただきますと、先ほど福袋の中身といった話がありました。少子化については、重点戦略会議や国民会議でかなりこうあるべきという議論をいただいている、特に今の女性の中でかなり潜在的に就業希望がある。それをきちんとカバーできるような休業給付とか、保育所とか、放課後児童クラブとか、そういったものをしっかりつくる。それから、専業主婦の育児不安が非常に強いので、専業主婦も一定の保育サービスを利用できるとか、それから相談に行ける場所がすぐ近くにあるといったこと。それから、妊娠・出産のところで、今は妊婦健診を受けるたびに5,000円から1万円を毎回払っているといった状況でございますので、そういったところで余り経済的な心配をしなくてもいいようにするという。あと大物としては児童手当の水準がどうかということがございますが、こういったものについて、どれだけの給付をし、その財源をどうやって賄うかということ。それから、全体が総合的な制度になるということ。それから、だれもが利用できる普遍的な制度にするということ。それから、連続性を持って、今は育休が明けても保育所がない場合があるといった、先ほどの言葉で言えば、かなりほころびがある状況でございますので、そういったシステム設計について議論をしております。

1年ほど議論を重ねてきておりますが、特に夏以降は、保育についての制度改革の議論を中心にやっております。4ページにちょっと議論の経過をまとめております。1次報告を出せるよう努めておりますが、まだ報告は出ておりませんので、ちょっと口頭でご紹介申し上げます。

保育については、前々から保育制度のあり方というのはかなり議論のあるところございましたので、12月にあえて3つの案を提示して、今の保育制度をある程度踏襲しながら運用改善をしっかりとしていくという案、それから、少し極端かもしれませんが、市場原理にかなりゆだねて、価格を自由化して、そこで需給の調整をして、保育の量をふやしていくという案、それから3つ目としまして、「新たな保育の仕組み」という名前をつけておりますが、今は自治体が自治体の財政力に応じて供給をコントロールしてしまうという状況を、まず保育が必要な子供というのはどの子なのかということで、需要のほうを先に顕在化させた上で、一定の基準をクリアした事業者については、そこで契約が成立してサービスを提供すれば公費がついてくるといった形で見直しをするというのはどうかという3つの案を提示しております。完全市場原理派は審議会にはおられません。それから、現行を維持しながら財政をとるという案も、賛同がなかったわけではないのですが、結局量をふ

やすスピードが追いつかないだろうということで、審議会としては、新しいシステムをしっかり設計していったらどうかといった意見になっております。今、関係者のご意見を広く伺いするというプロセスに入っておりますので、今月末あるいは来月の頭には、まず1次報告を取りまとめたいということでございます。来年度以降は、保育だけではなくて、放課後児童クラブとか、さまざまな制度の設計、それから財政面・負担面の制度設計に移っていきたいと思っております。

工程表で2013年ごろに新制度体系スタートと書かれておりますが、段階ジュニアが産み終わってしまうのがこのころということで大変焦っておりますので、今とりあえず、松田統括官から説明があったように、基金で保育所の整備と、それから急いでいる妊婦健診の公費負担ということだけは平成22年度までは財源を確保したということで、足元のそういう政策とあわせて制度設計をしていきたいということで作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○阿藤委員 新たな制度体系の設計は、前の社会保障国民会議の報告書の中で最後の部分で触れられており、今それを議論している最中だということですが、第1次報告というのは、いつごろ出るのですか。

○村木雇用均等・児童家庭局長 遅くとも3月にはということで、作業を進めております。

○阿藤委員 今のお話のポイントは、保育サービスの量の拡大ということですね。それを非常にテンポ速くということで、それを目標にしておられて、そのための設計をするというところは大賛成です。社会保障国民会議よりももう一つ前の重点戦略のときにいわゆる質と量の議論というのがありました。私はやや乱暴に、これだけ保育サービスの量が不足しているときにはある程度質をやや下げてでも量の拡大をといった議論をしたら大変御批判を受けたのですけれども、要は、それぐらい潜在的なニーズが高いということです。待機児童ゼロ作戦と言いながら、保育のニーズが後から後から出てくるということは、明らかに保育サービスの供給量が絶対的に不足しているということなので、これはスピード感を持って量を増やせるような方向で進めていただきたいということです。

それとの関連で、ここには載ってこないのですけれども、かねがね前から議論のある保育サービスの問題として、保育所と幼稚園との関連の問題があります。その一つの総合的なものとして認定こども園がつくられました。まだこれはモデルケースで、何か試行段階と聞いているのですけれども、これもまたスピード感を持って進めていかれるのかどうか。保育所と幼稚園というのは一体化して、いわゆる保育と幼児教育というのを一体化しているような国も大陸ヨーロッパにあるわけで、そういう方向にまで日本はいこうとしているのかどうか、そういう方向性を伺いたいと思います。

それからもう一つは、いわゆる保育所と家庭的保育と申しますか、保育ママさんの関係です。フランスの例でいうと、施設保育の何倍も保育ママさんに依存しているということです。今回日本も家庭的保育の在り方について見直して、これを拡大していくという方向

ですが、これもまた質と量と関連した供給量の問題があります。今まででは保健師と看護師といった資格を持った者ということになっていたと思いますが、そのような高い基準では、非常に供給が少ない。フランスのように、ある程度子育て経験があつて、そしてある一定期間の講習を受けて、それで家庭的保育者の資格が取れるといった、そういう方向でいくのか、またまた非常に高いハードルを掲げて、それをクリアしないとできないといったことになるのか、その辺によって供給量が随分違ってくると思います。その辺のお考えを伺いたいと思います。

それからもう一つだけ。先ほどの質と量とも関連するのですが、保育サービスの供給の仕方というのは、あるいは需要のほうもそうですけれども、地域差が大きいと思います。特に東京都などは、例えば施設のスペースが非常に割高になってしまうとかということで、そこで供給制約が出てしまうということもあつて、いわゆる東京都独自の認証保育所というものがつくられている。しかし、これには全然国の補助がないということになると、また利用者にとって割高になってしまう。この辺の地域差の問題というのはどのように考えておられるのかということ伺いたいと思います。

○吉川座長 どうでしょうか。

○松田政策統括官 認定こども園の点について私のほうから申し上げさせていただきます。

18年10月から認定こども園の制度が動き出しまして、申請見込が2,000件でしたが、認定されたのは200件余ということで、うまく回っていないではないかということです。厚労・文科の両省でやっているがガチンコでなかなか進まないんじゃないかということで、制度のあり方について検討会を内閣府でセットしろということで、3府省・3大臣の合意による検討会を昨年秋からスタートさせておまして、この年度末までに結論を得るということで、今ちょうど取りまとめの詰めの段階にございますが、将来のところまでいかどうか、それはなかなか難しいところがございます。それから、今出ました保育のあり方の見直しのところと連動するものですから、保育の本体のほうが進みますと、では認定こども園もどうするんだというところで、今その辺を村木さんのほうを向いて、いつもどこまでいくのかと悩みながら、年度末までにとりあえずまとめるというつもりでございます。

ただ、ちょっと今、将来どうするんだというところも議論には出ておりますが、抜本的に将来構想までいけるかということ、そこまではなかなか難しいかなというのが実感でございます。いずれにしても、今、二重行政だと言われているいろいろな批判があるところは、改善すべきは徹底的に改善するといったように、さまざまな課題に対する答えは出していきたいと考えております。

○村木雇用均等・児童家庭局長 まず、量の圧倒的不足を解決しなければいけないというのは、本当に我々もそう思っています。ただ、子供のことなので、質がどうでもいいかというとなかなか難しいので、特に日本のお母さんはまじめで、7割もやめるというのは、こんなところには置いておけないといった状況であっても困るので、何とかそこを両立さ

せていきたいと思っています。

そして、保育ママは、もう今度法制化しましたので、とりあえず自治体では看護師・保育士でなくてもやっているところがありますので、そういう自治体が今やっている試みがつぶれないように、研修等をももちろんやりますが、そういうものも組み入れられる形で制度をスタートさせたいと思っています。安心度からいって、ちゃんと一定の資格を持っている人がやっていると言える状態がいいわけですから、まずだんだん量をふやして普及させながらレベルアップも図っていければと思っています。

それから、幼・保の話は、さっき松田統括官から話があったとおりですが、保育でいう、圧倒的に保育所が不足しているのは0・1・2歳のところなので、まずその問題は独立して残ってしまう。それから、3・4・5歳は、保育所か幼稚園かどっちかにもうほとんどの子が行っていますから、その時期の子供の教育とか育ちの問題をどうするかという根本的な議論というのはやっていくといいのかなと私どもも思っています。

それから、地域差については、都市問題をどう解決するかということで、柔軟な仕組みというのはどこかで要るんだろうと。今度は賃貸とか、そういうものを基金では相当取り入れましたので、そういう工夫をやるのと、それから同じことでは、過疎地で幼稚園も保育所もつぶれそうになっているというのがありまして、その機能維持というのもこれから大事な課題として検討していきたいと思っています。

○吉川座長 よろしいですか。

大変有意義な議論をできたと思っています。

この懇談会の次回の開催につきましては、追って事務局から連絡していただくということになっております。

また、きょうの議論につきましては、後ほど向井参事官からプレスへのブリーフィングをしていただくということになっております。

どうも長時間ありがとうございました。またよろしく願いいたします。